

～友 愛～

富田中学校だより

学校教育目標

「確かに生きる」

令和 3年 9月27日 No.12

□一斉登校・通常授業 再開

新型コロナウイルスの感染が県内及び市内で爆発的に拡大したため、2学期始業日であった8月30日と31日は個別登校、9月1日～15日はオンライン授業、16・17日は分散登校、21・22・24日は一斉登校4限授業・昼食ありと段階的にいろいろな内容の教育活動を行ってきました。内容が目まぐるしく変化中、ご家庭のご理解・ご協力をいただきながら、何とか27日からの一斉の通常授業再開を迎えることができました。ありがとうございました。

しかし、県内・市内の感染状況は、少し落ち着いてきたとはいえ、まだまだ油断できる状況ではありません。すでにお知らせした通り、生徒には16・17日の分散登校時に今一度「感染症対策の指導」を行いました。今後もできる限りの感染対策を行いながら、教育活動を進めていきたいと思っております。

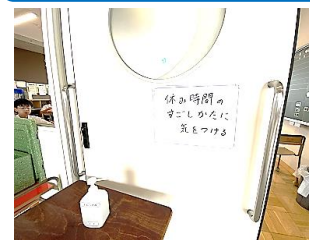
また、先日配付した市教委からのプリント「健やかな学校生活のために」裏面の「**お願い**」に記載されていますように、**本人を含む同居家族の、陽性・濃厚接触者や検査対象者判定・風邪症状の場合には「自宅待機する（登校を控える）」**ことにつきまして、ご協力いただけますよう改めてお願い申し上げます。

□中間テスト発表

すでにお知らせした通り、10月4・5日に2学期の中間テストを実施します。本日テストの時間割と出題範囲を発表しました。今回、3年生は国・社・数・理・英の5教科、1年生は5教科と技術、2年生は5教科と家庭のテストを行います。今回の中間テストは、1学期末テスト後の学習内容が主な範囲となります。予定通りに体育祭が実施されていたら、その練習等で授業がぬけてしまうところですが体育祭が延期になり、オンラインとはいえ授業が進められたのは良かった点ではあります。反対に、オンライン授業もできるだけ対面授業に近い内容で実施したとは言え、十分でないところもあったと思います。うまく理解できなかった部分等については、もうすでに各担当の先生に質問した人もいますが、今週に予定されている質問日等をぜひ有意義に活用してください。この1週間、集中してテスト勉強に取り組み、良い準備をして、良い結果が得られるように頑張りましょう。



1年生昼食時の様子



教室前の注意喚起掲示と消毒液



□休日等の過ごし方について

ご存知の方も多いと思いますが、先日、四日市市内の中学生が桑名市の員弁川で溺れて亡くなるという痛ましい事故が発生しました。起こってからでは遅いのですが、二度と起こらないようにしなくてはなりません。

長期休業中の「生活心得」として指導している内容は、普段の放課後や休日にもまったく同じです。

下に抜粋して載せます。今一度しっかりと読んで、交通事故にも十分注意するとともに、危険な行為や遊びは絶対に行わない、友人同士で危険な場所等に行かないなど、自分たちで危機管理を行い、一人一人が安全な生活を送ってくれることを切に願います。

- ★ 外出するときは必ず家の人に行き先、目的を告げ、午後6時までに帰る。夜の外出、夜遊びは絶対しない。
- ★ 外泊は原則しない。
- ★ 飲食店、映画、ボウリング場、催し物の入場
 - *責任者が同伴することが望ましい。昼間であれば、保護者の許可を得ればよい。ただし、夜間または夜間に及ぶ時は責任者が同伴すること。
- ★ ゲームセンター（大型店舗に併設のゲームコーナーを含む）の入場
 - *責任者が同伴することが望ましい。午後6時から午後10時までは保護者同伴でなければ入場できない。
- ★ カラオケボックス、マンガ喫茶、インターネットカフェ等の入場
 - *責任者が同伴すること。
- ★ 水泳については、危険な区域の河川及び海岸や池での遊泳はしない。公営プールの利用を勧める。公営プールを利用する際は、施設のルールに従って行動すること。
- ★ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）
 - ①個人情報（写真・名前・住所・学校名など）を公開しない。
 - ②他人を誹謗（悪口を言う）したり、中傷（相手を傷つける）したりするような発信をしない。
 - ③無責任な発言はしない。
 - ④マナーやエチケットを守る。
- ★ その他
 - *火遊び、並びに爆発性花火の使用を禁止する。
 - *ゲームソフト、カード等を売る場合は保護者が同伴すること。
 - *魚釣りは保護者の許可を得ること。ただし、夜間または早朝の場合は責任者が同伴すること。禁止の立て札（表示）のある所では、絶対にしないこと。
 - *ゴルフ等の危険を伴う競技の練習は、指定された場所で責任者が同伴すること。
 - *オートバイなどの無免許運転は絶対にしない。

ここに挙げる「責任者」とは、保護者または20歳以上で保護者の認めた人をいう。

- ◆ 次の行為は、すべて法令等で禁止されている。
薬物乱用（県条例ほか）、喫煙・飲酒（未成年者喫煙禁止法ほか）、オートバイや自動車の運転（道路交通法）、自転車の二人乗り・無灯火運転（道路交通法）、午後10時～午前5時の夜間外出禁止・深夜徘徊（県条例）、有害玩具（規則で定める機能を有するエアガンや刃物類）の使用（県条例）
- **最後に… ここに載っていないからと言って何でも行っていいわけではありません。中学生ですから各自で判断して、危険な行為や危険だと思われる場所での遊びは絶対に行わないようにしましょう。**